答申第184号(諮問第240号事案)

答申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、 別紙2に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年6月30日付けで、情報公開条例(平成11年宮城県 条例第10号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、宮城県教育委 員会(以下「実施機関」という。)に対し、別紙1に掲げる文書について、開示の 請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書(以下「本件行政文書」という。) として次のものを特定した。
 - (1) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者選考第1次選考受験者心得
 - (2) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者選考第1次選考事務処理のてびき
 - (3) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者選考第2次選考事務処理のてびき
 - (4) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第1次選考筆記試験監督委員のてびき
 - (5) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考中高保健体育実技 試験のてびき(実技委員用)
 - (6) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考中高音楽実技試験 のてびき(実技委員用)
 - (7) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考中高美術実技試験 のてびき(実技委員用)
 - (8) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考中高家庭実技試験 のてびき(実技委員用)
 - (9) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考高校福祉実技試験 のてびき(実技委員用)
 - (10) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考小学校鍵盤楽器実技試験のてびき(実技委員用)
 - (11) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考小学校体育実技試

験のてびき (実技委員用)

- (12) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考英語実技試験のて びき(実技委員用)
- (13) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考個人面接 I のてびき
- (14) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考個人面接Ⅱのてびき
- (15) 平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者第2次選考集団討議のてびき その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部 分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和2年8月20日付けで審査 請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、教員採用試験における特定個人の点数が記載されている部分あるいは推測されうる部分があり、特定の個人が識別され、若しくは識別され 得るもの又は個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、教員採用試験における具体的な評価方法や評価の換算点等が記載されており、これらを開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成されなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

3 審査請求人は、令和2年8月26日付けで、本件処分を不服として、行政不服 審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおおね次のとおりである。

- (1) 個人情報以外の部分については、全て公開すべきである。
- (2) 同様の議論は静岡県で既になされており、平成17年10月25日静岡県 答申(諮問第125号事案)における主張を援用する。
- (3) 実施機関の弁明についても静岡県で既に議論がなされた上で公開されているため、弁明に値しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1項第2号該当性について

本件行政文書には、受験者の受験番号が付され、得点が明らかになる採点表が 含まれており、実技委員がこの表に記載しながら選考を進めていくものであり、 特定の個人が識別されると認められるため非開示とした。

2 条例第8条第1項第7号該当性について

実施機関が行う教員採用選考事務は、本県の教員に求められる資質能力を兼ね備えた人物を適正に、そして公平に採用するために行われるものであり、選考の内容そのものが時代とともに変容していく部分を大いに含んでいる。

種目ごとの配点や換算の方法については、その年ごとの採用者数の変動や採用 予定校種や教科の変更、課題や傾向などにより毎年変化する部分である。このよ うな状況でこれらを開示すると、受験者の混乱を招くだけでなく、受験技術を先 行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、受験者が利己的に試験の内容を判断し 準備や対応をすることにより、必要な技能や能力等を身につけているかどうかを 見る実技試験の目的が果たせなくなることから非開示とした。

採点表については、実施機関の恣意的な採用にならないためにも存在するものであり、公表することで実技委員の機密性が守られず公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるため非開示とした。

面接官が行う具体的な評定方法については、具体的かつ詳細に記載されている 部分があり、これらを開示すると、評価の観点に対してどの程度重視しているか などが判明することとなり、このことが教員採用選考にもたらす影響を払拭する ため、将来にわたり多大な労力を要し、教員採用選考の目的達成に大きな支障が あるため非開示とした。

面接官の氏名,学校名,職名については,これらを開示すると,当該情報を知る者が面接官をはじめ採点事務・採用事務に関わる者に対して直接的又は間接的に影響を及ぼし,教員採用選考における客観性や公平性の担保が困難となる。さらに,受験者に点数と評定の結果の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせ,総合的に選考する第2次選考の合否判定の主旨が損なわれ,将来にわたり教員選考の

公正又は円滑な執行に支障が生じると認められるため非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

- 3 本件処分の妥当性について
 - (1)条例第8条第1項第2号の該当性について
 - イ 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の 当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しく は識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開す ることにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開 示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記 録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、 行政文書の開示をしなければならない。

- (イ) 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予 定されている情報
- (ロ) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11 年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び 職員を除く。),独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公 開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定す

る独立行政法人等をいう。)の役員及び職員,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において,当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当該公務員等の職,氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- ロ 条例第8条第1項第2号の該当性について
 - (イ)本件行政文書には、各実技科目を受験する受験者の受験番号が記録 されているが、これは本件行政文書中で既に開示されていることから、 開示すべきである。
 - (ロ)本件行政文書には、科目別の平均点が記録されている。このうち、 受験者が1人の科目においては、これは個人の得点であり、特定の個 人が識別され、若しくは識別され得るものと認められることから、条 例第8条第1項第2号に該当し、非開示が妥当である。

(2)条例第8条第1項第7号の該当性について

イ 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、 公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、 試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公 開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が 達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支 障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

- ロ 条例第8条第1項第7号の該当性について
 - (イ) 種目ごとの配点及び換算点について

本件行政文書には、種目ごとの配点、点数に対する4段階評定又は5段階評定の基準、各評定に対する換算点等の情報が記載されている。配点については開示した場合、実施機関がいずれの評価の観点に対してどの程度重視しているかなどが判明することとなり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせることとなると認められ、このことが教員選考にもたらす影響を払拭するため、将来にわたり多大な労力を要することは否定できない。評定の基準及び換算点については、合否判定過程における比較又は検討のための指標として用いられているものであり、実施機関において裁量が認められるものと判断される。これらの情報を開示した場合、受験者に評定の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせる可能性は否定できず、総合的に選考する第2次選考の合否判定の趣旨が損なわれ、将来にわたり教員選考の公正若しくは

円滑な執行に支障が生ずると認められる。したがって、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別紙2に掲げる部分については、教員採用選考に関する一般的な内容又は前後の記載から容易に推測できる情報であり、当該部分を開示したとしても、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示すべきである。

(ロ) 採点表について

本件行政文書には、各実技試験の採点表が含まれている。これは校種・教科・科目名、評価の観点、配点及び受験番号等が記載された書式であり、具体的な評価の内容は記載されていないことから、実施機関が主張する実技委員の機密性に係る支障を及ぼすおそれは認められないため、配点を除いて開示すべきである。

(ハ) 具体的な評定方法について

本件行政文書には、評価基準、減点事項、留意事項、質問例等、面接官が行う具体的な評定方法について具体的かつ詳細に記載されている。これらを開示した場合、実施機関がいずれの評価の観点に対してどの程度重視しているかなどが判明することとなり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせることとなると認められ、このことが教員選考にもたらす影響を払拭するため、将来にわたり多大な労力を要し、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別紙2に掲げる部分については、教員採用選考に関する一般的な内容又は前後の記載から容易に推測できる情報であり、当該部分を開示したとしても、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは認められないことから、条例第8条第1項第7号に該当せず、開示すべきである。

(ニ)面接官の所属及び職氏名について

本件行政文書には、面接官を務める教員の所属及び職氏名が記載されている。これらを開示すると、当該情報を知った者が面接官をはじめ採点事務・採用事務に関わる者に対して直接的又は間接的に影響を及ぼして教員採用選考における客観性や公平性の担保が困難となり、また、受験者に点数と評定の結果の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせ、総合的に選考する第2次選考の合否判定の主旨が損なわれ、将

来にわたり教員選考の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、本件行政文書(13)の個人面接 I のてびきについては、 面接官の職名が本件行政文書中で開示されていることから、職名は開 示すべきである。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、 当審査会は、別紙2に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙1

別添資料は、平成22年実施の「静岡県 平成23年度教員採用選考試験 選考手順」である。

貴自治体における「令和元年度実施 教員採用選考試験」(あるいはそれに相当する 名称)について、この資料と同様のものを請求する。すなわち、別添答申別表による 一覧に記載のある以下の内容が記載された文書一式。単に教員採用試験の受験者向け 要項を請求するものではなく、合格者決定に際してその経緯が仔細にわかるものを請 求しているので趣旨を理解されたい。なお、本件別添資料は別添答申に基づき、情報 公開により得られたものである。

選考基準関係公文書

・選考基準及び選考手順 ・各試験種目の得点配分 ・第1次選考試験合格者数等 の試験結果の概要 ・基本的な考え方

筆記試験解答関係公文書

・筆記試験の解答例の客観問題に係る部分のうち、論述問題に係る部分と密接な関連を有しない部分及び論述問題に係る部分と密接に関連する部分のうち開示することにより採点事務に支障が生じるおそれがないと実施機関が認める部分 ・配点 ・評価の観点及び採点基準 ・出題意図 ・実技試験評価表 ・筆記試験の問題

採点関係公文書

・試験の目的及び設問の趣旨 ・評価基準,採点基準及び配慮事項並びに採点ポイント ・判定会が招集された場合の措置 ・論文試験の問題

面接試験関係公文書

- ・評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階
- ・受験者に配布される書面の様式部分,試験会場の掲示物の内容,試験会場において受験者に対して伝達される内容,試験の日時及び場所 ・面接試験の目的,実施方法及び判定会招集の場合の措置 ・面接試験委員が面接を実施する上での留意点 ・第1次試験合格者数等の試験結果の概要 ・面接試験における質問例

問題作成関係公文書

・試験時間,集団面接の方法並びに問題及び試験結果の開示についての対応に係る 情報・試験の基本的な考え方,試験において把握しようとする受験者の資質及 び能力,問題作成の基本的な方針並びに実技試験の内容等 ・試験種目,試験会場及び試験実施日 ・筆記試験の配点

試験実施関係公文書

- ・試験当日の時間割及び実施する試験の概要 ・試験関係者の業務内容,試験係員からの受験者への説明,校舎配置図,会場設営方法及び判定会招集の場合の措置
- ・試験期日, 試験会場及び試験種目

(静岡県情報公開審査会諮問第125号事案 平成17年10月25日静岡県答申概要及び「静岡県 平成23年度教員採用選考試験 選考手順」を添付)

別紙2

万川和式 乙			
本件行政文書	ページ	開示すべき部分	
(3)	2	「評定」欄の全て	
	11, 15, 19, 23,	配点の点数を除く全て	
	27, 31, 35, 39		
	12	「評価の観点」欄中	
(5)		33 行目 14 文字目から終わりまで	
	32	「評価の観点」欄中	
		6 行目 17 文字目から 7 行目 5 文字目まで及び 8 文	
		字目から終わりまで	
(7)	6	24 行目から 28 行目までの全て	
	10	配点の点数を除く全て	
	10	表中	
(8)		左から3番目上から7番目の項目の1文字目から	
		15 文字目まで及び 19 文字目から 38 文字目まで	
(10)	5	「評価の観点」欄中	
(10)		段階1の項目の4行目の全て	
	3	「9月14日」欄の全て	
	5, 6, 8, 9,	全て	
	10, 13, 16		
	7	1行目1文字目から5行目の6文字目まで	
		6行目1文字目から8行目の19文字目まで	
		9行目1文字目から13行目の終わりまで	
(12)		1行目から2行目までの全て	
(12)	14	7行目の全て	
		13 行目の全て	
		19 行目の全て	
		25 行目の全て	
	15	次の箇所を除く全て	
		左側の7行目から8行目まで	
		右側の上から4番目の項目の2行目から6行目ま で	
		表中次の箇所を除く全て	
(13)	5, 6, 7	衣中仏の固別を除く生し 「所属」欄及び「氏名」欄	
		'川内」加州人口、「八口」加	

本件行政文書	ページ	開示すべき部分	
(13)	8, 9, 10,	表中「受験室」欄の全て	
	11, 12		
	14	1行目から7行目までの全て	
		24 行目から 29 行目までの全て	
(14)	5	表中次の箇所を除く全て	
		「所属」欄,「職名」欄及び「氏名」欄	
	6, 7, 8,	表中「受験室」欄の全て	
	9, 10		
	12	1行目から4行目までの全て	
		17 行目から 22 行目までの全て	
(15)	5	表中次の箇所を除く全て	
		「所属」欄,「職名」欄及び「氏名」欄	
	6, 7, 8,	表中「受験室」欄の全て	
	9, 10		
	12	13 行目から 18 行目までの全て	
		36 行目の全て	
	13	図の下の8行目から10行目までの全て	

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げ たものである。
- 4 ○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1 文字目として順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧は それぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

別紙3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2.10.12	○ 諮問を受けた。(諮問第240号)
令和3. 4.23 (第414回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 5.27 (第415回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 6.25 (第416回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 7.26 (第417回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3. 8.26 (第418回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3.10.22 (第419回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3.11.29 (第420回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和3.12.24 (第421回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

(令和4年1月31日現在)

氏 名	区 分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長	
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准 教授	会長職務代理者
滝澤紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千 葉 達 朗	弁護士	
松尾大	弁護士	会長